

令和2年12月22日

〒461-0001
名古屋市東区泉1-15-14 アルピニストビル1階
株式会社Bridal L 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL:052-734-8107 FAX:052-734-8108

再 申 入 書 2

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当法人からの再申入れに対し、令和2年11月19日付「ご回答2」にてご回答をいただくとともに、再申入れの趣旨をご理解いただき、貴社の利用規約（以下「本規約」といいます。）第9条の改訂に応じていただき、ありがとうございました。

もっとも、開示いただいた改訂後の本規約を再度精査したところ、前回の申入れ対象には含まれていなかった本規約第11条第2文においても、改訂前の第9条と同様に、「当社の故意または重大な過失」と規定されており、軽過失の場合には貴社の責任が全部免除されることが確認されました。

つきましては、本規約第11条第2文は、消費者契約法8条1項1号又は3号により無効となりますので、今回改訂いただいた第9条と同様に、「重大な過失」とあるのを「過失」と改めていただきますようお願いいたします。

ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和3年1月22日までに上記連絡宛てに、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当法人ウェブサイトその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具